

令和2年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
令和2年3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年3月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年3月9日 午後3時24分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和2年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>2番 野口 美恵子</p>	<p>1. 防災対策について</p> <p>(1)「鞍手町防災の日」を設けて1年に1回防災訓練を行う考えはあるか。</p> <p>(2)防災対策、避難所運営に対して内閣府の取り組み指針には「主体的担い手として女性を位置づける」とあるが、鞍手町では女性の配置をどう考えているか。</p> <p>(3)ハザードマップの見直しをする予定があると聞いているが、いつ頃になる予定か。</p> <p>2. 意思決定の場への女性の参画について</p> <p>(1)女性が地域に参画していくことは、多様な視点を反映したより良い地域社会づくりにもつながる。そうした力を活かした地域づくり、町づくりをどう考えているか。</p> <p>3. 職業分野における女性活躍について</p> <p>(1)女性活躍推進法において地方自治体に女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定する事を努力義務としており、市町村で計画が策定されているが、鞍手町ではどうか。鞍手町内の一般企業に働く女性の実態を把握しているか。</p>	<p>町 長</p>
<p>3番 田中 二三輝</p>	<p>1. 「予算科目」の適正な執行について</p> <p>(1)「予算科目」に計上されている金額の意義は。</p> <p>(2)12月議会の一般質問において「民有地等」に投棄された廃棄物の処分に関し、公費を用いて処分した旨の答弁があったが、これまでの担当課の町民への対応は「条例違反」と判断して良いのか。</p> <p>(3)12月議会の一般質問において、昨年3月に町長は自らの判断と指示で「民有地等」に投棄された廃棄物の処分を「ごみ収集運搬委託費」から支出した旨の答弁があったが、この支出に至った詳細な経緯、経過の説明を求める。</p>	<p>町 長</p>
<p>4番 宇田川 亮</p>	<p>1. 子ども医療費無料化の拡充を</p> <p>(1)高校卒業までの拡充した場合の町負担は。</p> <p>(2)県が2021年度より中学卒業まで拡充すると表明したが、その場合の町負担軽減分は。</p> <p>(3)高卒まで無料化にする考えは。</p> <p>2. 県土木事業等の町全体への周知を</p> <p>(1)県土木事業等の周辺住民の要望聞き取りと同時に、町民全体への周知を図るべきでは。</p>	<p>町 長</p>

<p>1 番 添田 政勝</p>	<p>1. 害獣駆除対策について</p> <p>(1)町長は議員として「害獣被害」についての一般質問をしたと思うが、その時の趣旨は。</p> <p>(2)町長が一般質問した時から状況が改善されていると感じているか</p> <p>(3)現状では、被害が拡大していると判断しているが、行政の対応は旧態依然のままと感じられるが、いかが。</p> <p>(4)害獣駆除対策は、周辺自治体との関連強化による対策が必要と考えるが、今後の強化対策の考えは。</p>	<p>町 長</p>
<p>10 番 西藤 典子</p>	<p>1. 「新型コロナウイルス感染症」に対する対応について</p> <p>(1)町における医療機関、保健所、町民の相談、検査、医療の体制は。</p> <p>(2)小中学校の対応策の具体的内容。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残りのカリキュラム ・学年の成績の処理 ・小学校1～5年生と中学校1・2年生の修了式 ・中学3年生の高校受験を含む卒業生の進路指導 ・休校中の生活指導 <p>(3)保育所、幼稚園への対応。</p> <p>(4)学童保育への対応。</p> <p>(5)介護施設等への対応。</p> <p>(6)発生時の具体的拡大防止策。</p> <p>(7)学校関係非常勤職員の雇用と給与の補償は。</p> <p>(8)今回の学童保育に対する財政支出の内訳は。</p> <p>(9)今回の対応についての決定の根拠（学校の臨時休校）。</p> <p>(10)現在の対応策の見直しは。</p>	<p>町 長</p>

令和2年3月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず防災対策についてです。

（1）「鞍手町防災の日」を設けて、1年に1回防災訓練を行う考えがあるかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

本町には、行政区ごとに42の自主防災組織があります。町としましては、議員の質問にありますように将来的には防災の日を設け、1年に1回町内一斉に各自主防災組織を主体とした防災訓練等を実施して頂きたいと考えております。しかしながら現時点では、一部を除き自主防災組織ごとの防災訓練等を行えるまでに至っておりませんので、まずは町主体の防災訓練等を年数回実施し、各自主防災組織の防災意識の高揚並びに知識の醸成を図っていきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

それに関してですが、3月4日の鞍手町議会定例会で、町長の施政方針をお聞きしました。その中で、昨年12月に全町的な防災訓練を7年ぶりに実施し、避難場所への誘導や避難所の運営の在り方など、多くの課題があることに気づかされ、今後も防災訓練を繰り返し、課題を解決しながら、万が一の災害時に備えて行きたい。

また令和2年度も防災訓練を行うための予算を計上しているとのことですが、令和2年度だけではなく、毎年行う必要があると思います。

近隣市町でも防災の日を設けているところが増えているのですが、避難所の運営を行政任せではなくて、自主防災の組織と地元町民、行政が一致協力して関わっていかなくてはいけ

ないと思います。

私も去年の12月の防災訓練に参加しましたが、多くの課題が残ったと思いました。継続して1年に1回行うようにしないと単なるスケジュール消化に終わってしまうのではないかと思います。

防災の忘れた災害の忘災にならないように、行政だけではなく地域住民との協力が大事だと思われま。す。「備えあれば憂いなし、災害は忘れた頃にやってくる」と言います。

防災の日を設けるとするのは無理であれば、毎年防災訓練をやっていただきたいと思いま。す。いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり昨年12月に7年ぶりに防災訓練を行いました。その際に、まず上手くいかないことということを含め想定した上での防災訓練でしたが、やはりそのとおりなかなかスムーズに行くこともなく、課題が山積していることが分かりました。

令和2年度におきましては予算上3回を予定しております。3回の訓練を行いながら、先程来申しましたように将来的には各自主防災組織が避難所の運営ができるようにまでな。ていただきたいというふうにも考えておりますし、近い将来鞍手町防災の日を設けて、それが1つの目処として今後防災意識の高揚に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

2019年6月に鞍手のトライアルと、災害における物資供給等に関する協定を締結したことはとても心強い限りです。

災害の被害は年々大きくなってきており、住民の一時避難場所として店舗駐車場を使用でき、優先的に有償で町に物資の提供を行ってくださることになったのはとても心強く思っ。ています。

防災の日をすぐに設けるとするのは無理と思いますが、いまお聞きしました令和2年度に3回予算を計上しているということですので、防災の対策としては前進したかと思いま。す。

次に、(2)に移ります。

防災対策避難所運営に対して内閣の取組指針には、主体的担い手として女性を位置づける。とありますが、鞍手町では女性の配置はどうなっているか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町としましては、長期的な避難所運営が必要な場合は、行政ではなく自主防災組織が主体。で運営していただきたいと考えております。

昨年6月に策定しました鞍手町避難所運営マニュアルにも女性の配置について記載しておりますが、避難所、特に女性が快適に過ごせる避難所とするためには女性の役割が重要であります。大規模災害時において多くの女性に活躍して頂けるよう、防災訓練等を通して自主防災組織に対し助言や指導等を行っていきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

避難所では男性には気づかない細やかな対応ができて、男性には聞きづらいことも女性だと聞きやすいことも多々あると考えられます。男性だけでは適切な判断を下すことは難しいと思われれます。

鞍手町の方も保健師さんを各避難所に配置するという事もお聞きしていますが、できましたら各避難所に女性の配置を希望したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

短期的な場合につきましては職員で対応ができます。職員の中には当然ながら女性職員もおりますので、当初については女性職員の配置も考えております。

先程言いましたように、長期の避難が必要となる場合におきましては、やはり自主的な避難所の運営を行っていただきたいというふうにも考えておりますので、先程来申し上げていきますように、各自主防災組織の中で女性の方達の活躍する場を設けていただきますように、今後行政としましても助言や指導を行っていきたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

女性に対する指導も今度からよろしくお願ひしたいと思っております。そして男性、女性ともに快適に過ごせる避難所づくりに行政、町民とが協力して行っていかななくてはいけないと思っております。

次に、ハザードマップの見直しの件です。

昨年、長野県で起きました集中豪雨の際にハザードマップでは安全な場所が浸水被害が出ていまして、ハザードマップの見直しをするという報道がありました。このように、想定外の自然災害が日本のどこで起きてもおかしくない状況です。

鞍手町でも見直しをするということをお聞きしていますが、いつ頃になる予定でしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ハザードマップの見直しにつきましては、本来であれば役場庁舎及びくらて病院の移転に

合わせて令和2年度に更新し、令和3年度に配布する予定でしたが、ご承知のとおり役場庁舎等の移転時期にズレが生じておりますので、現在の移転予定である令和5年5月に合わせて更新する予定です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

いまお聞きしましたが、病院の関係で遅れているということが分かりましたが、令和5年に必ずハザードマップの見直しをお願いしたいと思います。それ以上遅れると先延ばしになるので、令和5年ということ厳守していただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ハザードマップには避難所情報の記載もしていますが、庁舎完成後には対策本部の位地や避難所の内容も一部変更することとなりますので、庁舎完成後に見直したいというふうに考えております。そしてまた、国土交通省の遠賀川河川事務所には平成28年度に遠賀川流域のハザードマップの見直しを行っております。

鞍手町の150年に一度の大雨を基準とした現在のハザードマップと河川事務所が作成しています千年に一度の大雨を基準とし、見直すハザードマップとでは若干の浸水想定地域の拡大が想定されるものもありますが、概ね現在のハザードマップと同じエリアとなっております。

本町の見直しが行われるまでは遠賀川河川事務所の策定したハザードマップや国土地理院の浸水想定地域図等を活用していただければというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

今の状況を聞いてハザードマップの見直しの時期が分かりました。それ以上遅くならないようお願いいたします。

次に、意思決定の場への女性の参画についてです。

多くの地域において少子高齢化や人口減少が進行しておりますが、活力ある地域社会を形成して行くためには地域の人材を最大限に生かしていくことが重要です。

政府は男女共同参画基本計画において、地域における男女共同参画を重要分野の1つとして取り組みを進めてきました。身近な地域社会で男女共同参画を進めることは、男女共同参画社会の実現にとって重要というだけではなく、女性が地域に参画して行くことが多様な視点を反映したより良い地域社会作りにも繋がります。

過去11年間鞍手町男女共同参画ネットは、毎年講演会や視察研修などを通じ、男女共同

参画を推進してきました。また今後も活動を続けます。

町長におかれましては、そうした力を生かした地域作り、まちづくりをどのようにお考えですか。お聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私も議員が言われる通り取り組んでいこうと思っています。特に人口が減少する中で住みよい地域作りを進めるには、男女が共に意思決定に参画していくことや、性別や年齢、職業などにとられることなく様々な世代が地域活動を担い、支え合うことが必要であるというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

第3次鞍手町男女共同参画推進基本計画にいろいろ計画が載っていますが、ただ周知に取り組むだけではなかなか進まないと思いますが、何か具体的にお考えがありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

具体的な取り組みとしましては、現在男女共同参画推進のための講演会等の施策に取り組んでいます。更に男女共同参画を推進して行くために住民や事業所、各種団体の皆さんの意見を聞きながら鞍手町に適した取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、家庭におきましても男女共同参画の推進としまして、女性に限らず男性も育児休暇、また介護休暇を取りやすい職場づくりを行うことや、町民や各事業者に対して制度普及の啓発を行うことも必要だというふうに思います。

また、育児、介護休暇の取得推進として、育児、介護休業法の周知徹底普及を行い、男女が仕事と育児、介護を両立させながら働き続けることができる環境づくりの推進等が上げられるということを考えております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

それでは、この計画に則って少しでも今より男女共同参画が進むように女性リーダーの育成と女性が能力を十分発揮できる環境づくりをお願いしたいと思います。

次に進みます。

職業分野における女性活躍推進についてです。

女性活躍推進法が2016年4月に施行され、2019年5月に一部改正されています。

その女性活躍推進法では、地方自治体に女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

についての計画を策定することを努力義務としており、市町村で計画が策定されていますが、鞍手町ではどうでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当町におきましては、あらゆる分野で男女共同参画を実現させて行くため男女共同参画基本法に基づき、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする第3次鞍手町男女共同参画基本計画を策定しています。

その第一部の計画の基本的な考え方に計画の政策の中で、基本目標1として、働く場における男女共同参画の部分を女性活躍推進法に基づく女性の職業、生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけているところです。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

この計画を見てもみますと、役場内における係長級以上の女性職員の割合を、現状の17.1%から、平成35年度までに25%にするというふうな目標とされています。この目標に少しでも近づくように働きかけをお願いしたいと思うのですが、鞍手町がその目標を上げるということで事業者の模範となるための取り組みになると思います。

事業者に対しても、町もこれだけ頑張っているから頑張って下さいというふうに言えるのではないかと思います。お手本になるように少しでも女性職員の割合を上げるように推進をお願いしたいと思います。

鞍手町の一般企業に働く女性の実態を把握しているかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

それでは一般企業の働く女性の実態につきまして回答させていただきます。

平成30年度と平成25年度に実施いたしました男女共同参画に関するアンケートの調査の結果により回答させていただきます。

町内企業に対して配置、人事、そして昇進、昇格、そして仕事内容、分担の3つの要素について男女の取扱いについてのアンケートを実施しております。

その結果、男女の取り扱いが均等、それと共にどちらかと言えば、男女の取り扱いが均等と答えた割合につきましては、人事配置では30年度は70.4%、25年度は56.5%で13.9%の増を示しております。

また、昇格におきましては、30年度は67.9%、25年度は60.3%で7.6%の増です。

仕事内容、分担におきましては、30年度は67.2%、25年度は60.8%で6.4%

の増であり、30年度のアンケート結果では、25年度と比較して、職場における男女共同参画が推進されているものと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

いまお聞きしたお答えですけれども、なかなか一般企業では男女共同参画が進んでいないと思われま。働く場における様々な制度の周知徹底を図り、女性も男性もその性により差別されることなく能力を十分に発揮できる労働環境づくりを行いますというふうに計画にありますので、その周知徹底を少しでも進めるようお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 星 正彦君

答弁はいりませんか。

○2番 野口 美恵子君

はい。

○議長 星 正彦君

以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、3番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、予算科目に計上されている金額の意義といったことについてお伺いをいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算科目とは、予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称であります。

地方公共団体の予算は歳入歳出共に款、項、目、節に分類されています。歳入の場合はその性質により款に大別し、各款中においてこれを項に区分し、歳出の場合はその目的に従って、これを款、項に区分しますが、そのうち、款、項が議会の議決の対象となる科目であって、通常議決科目と言われております。

目、節は予算執行の便宜上から各項の内容を明らかにするもので、その金額は見積りであり議決の対象とはされず、通常執行科目、または行政科目と言われております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

予算科目の成り立ちというか性質上そういうふうなことになっているのだと思います。

更に申しますと、執行権者といったものについては町長ご自身が執行権者であるというこ

とも理解をいたしておるところでございます。

予算の意義といったことにつきまして、議員必携等によりますと広く客観的に住民全体の立場に立って公平なものでなければならない。住民全体の福祉を念頭において考えるべきであると、更にはいやすくも一部の住民の利益のために公使することがあってはならないと記されております。

更に目的外やルールに反して予算科目に計上されている金額の中に、町長自らのご判断されて自由に拠出できる額、いわゆる町長の自由才量によって支出される金額、不用額といったものは含まれていないというふうに私は解釈をしておりますが、この解釈で間違いはないかお伺いをいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員のおっしゃるとおりです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

それでは次の項目に進みたいと思います。

12月議会の一般質問において鞍手町の不法投棄に関する回収のルールといったものについてお伺いをいたしました。その時に担当課の方から、町が管理する施設と民有地とに分けておりますと。更に民有地等については土地の所有者、若しくは管理者が自ら自己負担で片付けていただいていると、それが町のルールであると説明がありました。

ここで改めて確認をさせていただきたいのですが、町が管理する施設等と区別されている民有地等、すなわち自己負担で片付けていただくことにしている町有地等といったものの中に区が所有、または区が管理している土地、これが含まれるのかどうか、この取扱いはどのようなになっているのかをまず教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまの質問は、区有地等と管理している、12月の議会の質問の中での話ですが、議員が言われるルールということ自体がどれを指しているのか、どういう条例の中で指しているのかもはっきりしませんが、要するに不法投棄された一般廃棄物の処理については12月議会の中でも申しましたとおり、美化条例の中で私は支出できるというふうに判断しましたので支出をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

いま不法投棄に関するルールの中で町有地と民有地に分かれているというふうな説明がありましたので、民有地に区有地といったもの、例えば、区の所有する土地、または区が管理している土地が民有地に入るのか、町が管理する、いわゆる町費を支出できるような形でルール化されているというふうに私は理解しておりますので、その取扱い、意味合い、町有地等に区の所有する土地、若しくは管理するものが含まれるのかと単純に聞いているだけですが、それが入るか、入らないかを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

田中議員が言うルールということ自体がよく分からないのですが、今まで町として課の判断なり、当事者が今までは判断して来た中で不法投棄を処理することにおいて、一度そういうところを処理すると、今後一切ずっと同じような事例の場合は処理しないといけないだとか、または、ある意味町の都合によって今までは処理をして来ているようです。それは確認はしましたが、明文化したルールというのを議員は何を指して言っているのかよく分かりませんが、そういった今までのルールの中で判断はしてきておりますが、私が町長になった中で、今までの行政主体の判断から住民主体となった判断で、住民と共に一緒に歩んでいこうという中で、この不法されたゴミが住民の方達にとっては、そこの地域の環境美化を阻害しているというようなことから、私は美化条例の1条の目的の中にある、町と住民が一体となって環境美化に努めるということから、私はそこの不法に投棄された一般廃棄物について処理をしたところです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告書に載っている質問に変えます。

12月議会の一般質問で町長といろいろ意見を交換いたしましたが、民有地等に投棄された廃棄物の処分について公費を用いて支出した旨の答弁をいただきました。

これまでの担当課の行ってきた町民への対応といったことについては、町長のおっしゃっていることが公明正大な町長の答弁でございますので、町長のおっしゃっていた、12月議会でご答弁いただいたことが正しいという立場に立った場合に、担当課が今まで町民への対応を行っていたことは、これは条例違反というふうな判断になろうかなと思いますが、その辺はどう理解したらよろしいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

条例違反と言われますが、何条例の違反というふうに言われているのかさっぱり分かりませんが、それをまず明らかにしていただかないと答弁できないのでお願いします。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

12月議会で町長がおっしゃった鞍手町環境美化に関する条例に基づいて町長は処理されておりますので、この環境美化条例に関して対応して来た担当課のこれまでの対応、平成12年に施工されたこの条例に関する対応が条例違反ではないのかというふうにお尋ねをしておるところでございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その条例のどの条項に対して、今まで職員が対応して来たことが違反となるのか全く分かりませんが、今まで職員が対応して来たことに対しては条例違反というふうな考えはありません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

当然、町長が行った行為も条例違反ではない、その条例に則って行われたというふうにおっしゃっているのだと思います。

そうしますと今後同様な要望というか、不法投棄に関して他の地区、若しくは他の区等から同様なご相談をいただいた場合には、担当課が公費で片付けてくれといったような場合には、担当課は町長室に通して町長のご判断を仰ぐ、そういう理解をしていかなければいけないのかなというふうに思いますし、この場合町長がきちんとした判断基準といったものをお持ちであろうかとは思いますが、従って町民間の不公平な、こういったものを無くすために、回避するためには、当然基準といったものが定められているのではないかなと思います。

仮に、曖昧な基準であったり、曖昧な判断であったりとした場合は恣意的なものと言わざるを得ない、いわば付度や優遇、若しくは癒着等にあたるのではないかなと思いますので、まずその明確な基準といったものをお示しいただければと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

2回の議会に亘って田中議員からご指摘を受けております。12月議会でも最後の方では申しておりますが、美化条例についての改正か、または別の条例を策定するかによりまして、曖昧な部分についてははっきりと、民有地については今後一切行政が不法投棄の回収については手を出さないというような条例を制定し、ぜひともこれは田中議員を中心とした議員発議でそういった条例を作っていただきたい。もしもそれが叶わないならば6月議会で行政の方で、これからおそらくは民有地、それも所有者の確定しない民有地に対する不法な一般廃

棄物、一般ゴミの投棄、または特定空き家、危険空き家に対する一般不法投棄、当然これから起こって来ると思いますが、議員が2度に亘ってご指摘をいただいていますので、一切行政に対してこの一般ゴミに対する不法投棄された一般ゴミに対する処理は行わない、そういった条例をぜひとも議員発議で作っていただきたい、できなければ6月に行政の方から提示させていただきます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうですか、ではぜひ作らせていただきますけれども、現在の美化条例がそのままいいのではないですか。町がお金を出していいというふうには私は解釈していませんので、あなたとの解釈の違いだとあなたから言われましたので、その分は今日は控えようと思いましたが基準を示してくれと言ったのにも関わらず、新しい条例を作ってくれと言われましたので、何とかご期待には添いたいと思いますが、まず、今ある基準を示していただきたいのですが、それはあるのですか、ないのですか。あるかないかだけでも答えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私ははっきりと美化条例の中で私は支出できたというふうに考えております。しかしながら、それが曖昧で議員からのご指摘を受けていますので、今後は一切はっきりとするような条例の制定が必要であるということから、先程答弁させていただきました。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

先程も申しましたように、12月議会で町長といろいろ意見交換をした中で、公明正大な町長のおっしゃっていることの方が正しいだろうという立場で今日は一般質問をさせていただいているつもりでございますが、まず鞍手町環境美化に関する条例の取り扱いについて、町長はその条例に従って支出をしたというふうにお答えになっておられます。これは間違いないことだと思います。ですから、そのことが正しいという形で考えた場合に、まずその後同じようなご要望が他の区からあったというふうに聞いていますが、担当課の方は従来からのルール、廃棄物に関する民有地等の取り扱いのルールに従って対応をしていると、町長の答弁は自分の耳に入っていないということを町長はおっしゃいました。

そうしますと、この職員の対応、若しくは担当課の対応というのは町の責務を定めた条例に違背し、あるいは町長の責務を果たせない、不作為による違反といったことになるというふう考えられる。そうしますと担当課の対応自身は、先程町長は条例違反ではないとおっしゃいましたが、これらのことを考慮すると条例違反となり、そして鞍手町は平成12年にこの条例が制定されておりますので、町長のご意見が正しいのであれば、長年にわたって町

民に対して、条例を無視して事業を行って来たといったことになるのかなというふうにも思っています。

このことについては、町執行部や担当職員、強いては鞍手町議会の責任といったものが多大なものになるという矛盾が生じるのですが、この矛盾をどのように解釈していいのかお答えいただけますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は一切そのようなことは考えておりません。職員は職員なりにその場で住民からの要望を聞き対処しているというふうに考えておりますので、議員がご指摘のようなことには一切なっていないというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

無駄な時間を省くために、町長の行った行為といったものについては、2人の意見がかみ合わないままおそらく推移するでしょう。それは町長が自分の判断で、独自の判断で公費を支出したという事実だけが残るのかなというふうにも思っています。

町職員が体を張って、窓口でルールに従って遵守して来たこのルールをあなたは条例の解釈、自分の判断、担当課への、または担当者へのご指示、これによってその努力が踏みにじられているというふうに私は感じます。ひいては職員の信用を失墜させたのではないかと、できた所とできていない所があるということは、町民に不公平を助長していることになるのではないかなというふうに考えますが、その辺は町長はどのようにご判断されていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘の事案については、私が直接現場を確認し、どういう状況かを確認した中で判断し、所管の課と協議をした上で判断し支出をしております。それが全てが合致するかどうかというのは私は他の事案については承知をしておりますので分かりませんが、私は議員が言うようなことにはならないというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

それが先程言った町長の耳に入っていないということになるわけでしょう。それが町長の責務の行為に対して、担当課の職員、若しくは担当者が不作為による違反という形になるのではないかなというふうに先程ご指摘をしました。

そして鞍手町の環境美化に関する条例に対しての条例違反になるのではないかな。町長のご

判断が正しいと仮定した場合そうなるのではないかと、その矛盾点をご説明願いますと言ったけれども的確なご説明はございませんでした。

そうしますと、まず町長と町の職員といったのは、事業を進めて行く上で気持ちが一体化していないといけないというふうに思います。そうすると、この鞍手町環境美化に関する条例の取り扱い、または今回の区有地に投棄された廃棄物処理費の支出等について、本当に気持ちが一致しているのかなという気持ちがしてまいります。

そこで、今回このような形で町費の支出に至った、不法投棄を片付けるのに支出に至った経緯、経過の詳細な説明を求めたいと思います。できれば時系列的な説明をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

前段の部分で全てが私のところまで、事案について判断を求めるということはありません。係長の判断、課長の判断で処理できるものは処理して行くということが当然のことながらあります。ですから私のところまで来た場合には私が判断をして行くということになります。

そしてまた、町長と職員が一体となってということも当然のことながらあります。しかし全てが一体となって判断を行うということでもありません。やはりいろいろと議論がある議案についても議論をしていくと、その中で最終的には私の判断に従っていただくというのが行政の在り方だというふうに考えております。

これは質問3になろうかというふうに思いますが、この3の質問ということでよろしいですか。

○3番 田中 二三輝君

はい。

○町長 岡崎 邦博君

この3の質問の中で、支出に至った詳細な経緯、経過を説明して下さいということですが。その前にありますゴミ収集運搬委託費から支出した旨の答弁があったがというように通告書の中には書かれていますが、12月議会の中で私はこういう答弁をした覚えはありませんし、また、会議録を詳細に見て見ましたが、一切こういった記述はありませんでした。

こういった支出の旨の答弁があったがということで通告書にありますので、まずはいつ私がこういった答弁をしたのか、会議録であれば何ページにこういうことが書かれているのかご説明をいただかないと、この質問にはお答えできません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

では改めて聞きますが、昨年3月に町長がある区の区長からの依頼で見に行ったと。その時に公費を支出した科目、これについて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ゴミ運搬収集委託料、これは細節です。この中の不法投棄ゴミ回収委託料として処理をしております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告書の書き方が悪かった旨についてはお詫びをいたします。

それでは、この支出に至った詳細な経緯、経過、できれば時系列的な説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その前に、先程私が尋ねたように、こういう旨の答弁があったがというふうに通告書に書かれているのです。どこで、どういうふうにこういうことを知り得たか、そのことを説明していただかないと、私はこういった答弁をした覚えがないのに通告書にこういうことを書くということ自体、議員がどのような調査をされたのか分かりませんので、まずはそこをちゃんとご説明いただいた上で、後は、それがきちんとご説明いただけるのであればその後についてはご質問にお答えしたいと思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議員による事務調査権に則って調査をさせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

事務調査権でこういった支出に関して詳細に調査するだけの議員に権限があるかどうか、こういうことにも繋がって来るのです。

一般論として検査権はあります。検査権は書類による検査であります。こういった支出負担行為につきましては、まず監査委員が監査をし、そして監査に基づいて各議員に対しては月例の出納監査報告を行っています。そういったことから、その書面によって議員は調査、検査をするということになっていますので、こういった支出負担行為、または支出命令についてそこまで議員が調査する、または調査する権限は私はないというふうに考えております。むしろそういったことをした中でのこういった記述であれば、そもそも問題であろうかなというふうに思います。

そしてまた、これに基づいた質問ということでもありますし、詳細に至った経緯をという

ことでもあります。実はこの支出については平成30年度の一般会計の歳入歳出決算認定の中でこの支出については記載をされておりますし、議員はその9月議会の議案質疑の中、または決算認定の特別委員会の中で十分に質問する権利もあったわけです。それを議員はこの一般会計の歳入歳出決算認定についても賛成をされているのではないかなというふうに思います。

そうした中で、いままたこの詳細な経緯をと言うのは議員としていかがかなと。むしろしっかりと9月のそういった議案質疑、または特別委員会の中でこれはされるものではないかなというふうに考えます。従って、この認定も全て田中議員も賛成の下に認定をされておりますので、いまここで改めてこういったものについて説明するというのであれば、議会の特別委員会の中での審査、そして議決、本会議の中での議決、そういった意味が完全に失われるのではないかなというふうにも思います。

そういったことから、ここで私は説明する必要はないと考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

問題点、論点のすり替えといったような形での気もします。通告書の記述の仕方に関しての件については先程お詫びをいたしました。

更に、過去においてこれが議案として上がって来た時に、審査等をしたのではないかという、逆に町長の方からのご指摘であります。そのとおりです。我々はその時点においてこのような取引があったといったことについて何らの説明も受けておりませんでしたので把握ができない。

その後、この事実が把握したので、いまあなたにご質問をさせていただいている。何らおかしいことはないですよ。どこがおかしいのですか。

完全にあなたは私の一般通告の質問事項に対して、ここに明記しているにも関わらず、鞍手町議会の正規の手続きにのった一般質問の権利、権限、そして通告書に載ったことに対しての質問を拒否しているのですか。そう受け止めていいのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員は12月議会でこの支出に関して法的な根拠がない金を出しているとか、どこにも載っていない金をあたかもあなたの理論で、この場で正当化しているとしか取れないというような発言もされております。

先程言いましたように、支出に関しては不法投棄のゴミ回収委託料で支出をしておりますが、そういった発言もされております。先程議員も言われたように、議員と私との見解はどうしても平行線で一致する点がなかなか見いだせないというふうにも思います。こういった、要するにある意味私の予算執行があたかも不当な支出と言わんばかりの発言があるというふ

うに思います。そういったことから、もしもまだいろいろといま言うような詳細な経緯、または経過の説明を求めるのであれば監査請求をしていただきたい。これは要するに決算の認定も終わったものでもありますので、監査請求をしていただいて、それに基づいてお答えをするというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、第3者が中に入った形で判断を委ねるといふ形になると考えていいのですか。そして更に一步進んでいくと、司法の場に委ねるといふような形にも発展する可能性があります。そういった理解でよろしいか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

かまいません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

明確な回答ありがとうございました。

私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 13時55分

再開 14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、子ども医療費の無料化の拡充についてです。

この問題につきましては、昨年の6月議会で取り上げました。しかし、県が新たに拡充の方向性を示しましたので再度取り上げさせていただきました。

最初に、昨年も聞きましたが、医療費の無料化を高校卒業まで拡充した場合、昨年725万円というふうにお答えされていましたが、町の負担はどの位増えるのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えさせていただきます。

ご質問につきましては、高校卒業までというようなご質問ですが、高校に行っていない方もいらっしゃいますので、年齢で高校生世代という形で答弁させていただきたいと思えます。

子ども医療につきましては、高校生世代まで拡充した場合の町の負担額は、令和2年の2月末現在で試算しましたところ約796万円の増額が見込まれます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今年の2月で最新の情報でと、一番直近の数字を言っていただきましたけれども、もしよければ入院、通院に分けてお答えできるならお願いしたいと思えます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

先程言いました796万円、この計算の根拠でございますが、高校生の医療に関する情報は持ち合わせておりません。

現在中学生まで医療費の補助をしていますので、その中学生の医療費を下に、ほぼ変わりはないだろうということで計算をさせていただきました。

中学生の1人当たりの年間町負担額が、19,313円、これは1人当たりです。

高校生世代の人数が412人おりますので、掛けまして796万円というふうに計算をさせていただきました。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

それでは先程言っていましたように、県は今年の12月議会におきまして2021年度か

ら医療費助成制度を入院、通院とも小学校卒業までから中学校卒業まで拡充するというふう
に表明しています。この場合の町の負担軽減分がどのくらいになるのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても保険健康課より答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

いま議員がおっしゃられましたように、令和3年の4月から県の方が拡充するという予定
のようですが、この拡充によりまして子ども医療につきまして、県が中学生まで拡充した場
合の町の負担軽減額を試算しましたところ、約193万円でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

193万円ということですが、県が中学校卒業まで医療費の無料化を拡充した場合には、
約200万円程度の軽減がされるということですから、その分も入れましてぜひとも高校卒
業まで医療費無料化を拡充していただきたいというふうに思いますが、町長の考えを教えて
下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町では子育て支援の一環として、子育て世代における子ども医療費の負担軽減を図る
ため、子ども医療費制度の対象を中学生までに拡大し、子どもが必要な医療を公平に受ける
ことができるように、保護者の所得制限措置を行わず、医療費の窓口負担をすべて無料とし
ています。今後は、子育て世代包括支援センターを設置することにもなりますし、当然のこ
とながらこの費用も掛かりますが、更なる子育て支援の充実強化を図ることを念頭において、
支援策などを引き続き検討してまいりたいと考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

その分も含めてぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思いますが、もう一度現状
だけをお知らせしておきたいと思います。

中学校卒業までの通院の医療費を無料化しているのが、全60市町村中32市町村で、う
ち完全無料化しているのが16市町村です。ですから前回の質問に取り上げた時に町長が、
鞍手町は今でも先進的な子育て医療費無料化の面ではやっていますということでしたけれど

も、今はそうは言えませんし、例えば田川支部とか、もうほとんどのところは完全無料化をやっているのです。ですからこれは本当に前向きに高校生卒業までの無料化というのを、子育てするなら鞍手町とはっきり胸を張って言えるようにぜひやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

高校生世代まで医療費の負担を軽減することは子育て支援の1つの方策であるとは思いますが、また、定住促進にも繋がる可能性があるというふうにも考えられます。

県が2021年度より中学卒業までの医療費の軽減分は、先程答弁がありましたように193万円ほどです。

この負担軽減分である193万円は貴重な財源ではあります。この財源も含めて更なる子育て支援や定住化について考えていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひよろしくをお願いします。

次に移ります。

県土木事業等の町全体への周知ということでお伺いしますが、県が行う土木事業は様々ありますが、町民生活に密接に関係する、特に道路工事等については近隣自治体に跨がって区間が長くなったりもあります。また複数年度に亘って行われることも多々あります。

事業決定から実施まで時間が掛かったり、予算付の関係から工事が細切れのように進められるということもよくあることですが、工事箇所の周辺住民の方の中には、いつの間にか工事が始まったとか、何の工事をしているのかとか、また工事をしていたかと思ったらストップしてなかなか進まないとか、いろいろな声が聞こえるわけです。

町として住民への周知について、まずどのように考えているのか、また、どういうふうにしてやって来られたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、建設課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

現在、福岡県が町内で行う土木事業につきましては、事前に区長を通して地域住民の方に

回覧等で工事箇所や工事内容、工事期間などを周知しております。

今後は福岡県が行う土木事業に関しましては、規模に応じて様々な事業がございますので、町民の皆様の関心が高いと思われるような内容の工事につきましては、必要に応じて町全体に情報発信を考えて行きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ、そのようにしていただきたいのですが、もう一つ付け加えますと、やはり工事箇所の周辺住民からしたらいろいろな要望があるし、例えば、こういう工事をされるのであればここもできませんかとか、いろいろな言いたいこともありますでしょうし、一法的に町からこの工事が始まりますよというような周知だけでなく、ぜひ要望等を聞いていただきたいし、区長に事前に言われるのであれば町の方から何か要望等が出ていませんかということも聞いていただきたいと思っておりますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

県工事につきましては、ある程度情報は区長さんを通じて地元の方に流しています。その中で、計画を立てる段階で皆さんの意見の聴取をできる限り設計の中に入れ込んでおります。

でもその後に、やはりいろいろな問題とか、ちょっとしたことで言い忘れていたことがあったというのがありますので、工事が始まってから軽微な内容の変更につきましては対応していておりますので、そういったことにつきましては逐次、県土木まで遠いのであればうちの建設課の方に来ていただいて話を聞いて、うちの方から県の方に連携を取って一緒にやって行きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ相談できる連絡先等の周知の方をお願いしたいというふうに思います。

改めて、例えば事業について変更があった時に、ストップしたりとか、長くなったりとか、何らかの理由でできなくなったとか、工法を変えるとかといういろいろなことがあると思っておりますが、それについての周知についてはどういうふうに考えますか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

一応今のところ町全体ということは考えていません。その工事自体が、先程町議が言われましたとおり大きなもの、皆さんがしょっちゅう通るような大きな本通りとかに関しましてはやはり町全体では考えて行きたいのですが、小さな箇所の工事とか、いろいろな事業があ

ります。そういったものにつきましては、その地域に回覧等で周知したいと考えております。
以上です。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終わります。

次に、1番議員 添田政勝議員の質問を許可します。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

通告に従いまして一般質問をいたします。

鞍手町の害獣駆除対策についての質問です。

町長は以前議員として害獣被害対策についての一般質問をしたと思いますが、その時の主旨は何でしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当時害獣、鳥獣による農作物の被害について農業者の方から相談を受けましたので、町の有害鳥獣被害防止の取り組みについて質問をしています。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

農業における被害を聞いて何か対策を考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

もちろん主は農業の被害についてですが、当時も一般町道を猪が通ったりということで住民に対しても危害を加える恐れがあるのではないかとというようなことも含めて質問をしています。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

その後町長になられてから状況が改善されたというふうに感じていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成25年10月より、国の鳥獣被害防止対策総合事業が実施されたことや、駆除従事者のご協力により捕獲頭数は年々増加傾向にあります。しかし依然として農作物に対する有害鳥獣被害は続いており、鞍手町の状況は改善されたとは言えないと認識しております。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

捕獲頭数は増加しているということで、猟友会の方々は非常に頑張っていただいているところだと思いますが、猪の被害状況はどう変わりましたか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

猪の平成30年度の被害状況については、水稻で被害面積98アール、被害量につきましては、4,581kg、被害額につきましては103万5千円。またブドウで申しますと、被害面積は75アール、被害量につきましては7,522kg、被害金額につきましては、530万3千円となっております。

なお、この被害状況の変化につきましては、過去からも水稻、ブドウにおいてもここ数年増減を繰り返すような状況でございます。

なお、この被害の数字につきましては、水稻につきましては農業共済の被害額、ブドウにつきましては、ブドウの作付け農家の聞き取り調査等で行っておりますので、完全に網羅している数字ではございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

現場を見てみますと、確実に年々被害が拡大しているというふうに思いますが、行政の対応は以前のままでというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

有害鳥獣による被害は大変苦慮している状況です。水稻、ブドウ、野菜等を作付けされている農家に被害を与えており、生産意欲の喪失なり地域の農業振興に大きな影響を与える恐れがあるというふうに認識をしております。

これまで行政の対応として、捕獲については猟友会の方達に委託をし、銃器及び箱罠による捕獲を年間を通して実施をしております。また、ワイヤメッシュ柵、電気柵などの被害防止施設の整備、捕獲機材の購入等の事業を実施しております。

新たな取り組みとしまして、令和2年度からは捕獲従事者において処分困難な猪の処理につきましては、町で対応できるよう予算計上をしております。今後も鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき捕獲、被害調査等の実践活動を地道に行ってまいりたいと思います。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

処分困難な猪の処理については町で対応できるようになってはいますが、一頭当たりの補助金とかについては何か変わりましたか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

現在一頭当たりについての猪の補助につきましては、7千円の補助をしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

それは以前と変わりましたか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

以前と変わっておりません。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

町長は農業が鞍手町の基幹産業だと考え、施政方針でも特産物の PR、巨砲サイダーを推進しておられます。しかし猪は年々進化をして、先程言いましたワイヤメッシュ、これ乗り越えビニールハウスも破って圃場に進入します。そしてその巨峰栽培の材料を餌にしています。その圃場は惨劇であります。

猟友会の方も高齢化になりながらも頑張っているのに行政の対応はゆっくりと感じていますがどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、有害鳥獣の被害につきましては、大変苦慮しているところです。しかしながら先程議員もご指摘がありましたように、猟友会の方達に負うところも多いですし、また箱罟等での捕獲というようなことにもなります。

新たな確固たる新しい対策というのがなかなか見いだせない状況でもあります。そしてま

た、猟友会の方達も年々と高齢化もされているというような状況もありまして、これといった目新しい、また有効な手段が見いだせない状況でもあります。

そういったところで、私自身も歯がゆい思いをしているところではありますが、まずは、地道に捕獲をして行くということになろうかと思えます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

それではこの先の農作物は全部駄目になってしまうような気がするのですが、水稻、果樹園も猪の進入を防ぐのは不可能になって来ているのです。

今年も半年後には収穫時期が来ますが、収穫時期に毎朝あの悲惨な現場を見ると、先程答弁がありましたが、農家はやる気を失ってしまいます。国の補助以外で鞍手町の単独での対策というのは考えられませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

猪被害を抜本的に対策するというのは非常に難しいところがあります。それこそ地道に駆除して行く、防御していく、手段としてはこの2つかなというふうに思います。

駆除して行く中で、例えば、頭数を増やすとすれば、1つは猟友会の方達にお願いをするか、またはそういった資格を取っていただいてハンターになっていただく方を増やすか、または、防除、これもワイヤメッシュ等で柵がずっと張り巡らされておりますが、なかなか今聞くとところによりますと柵の下の方から穴を掘って進入する猪もいるというようなことも聞いたことがあります。

また、ブドウ農家にとってはどこから進入するか分かりませんが、ブドウの棚にぶら下がってブドウを食い荒らすというような話も聞いたことがあります。

そういったことで非常に被害も統計上は増減が繰り返されて、ずっと増えているというような統計上にはなっておりませんが、農家の方達のやる気が喪失して行くということも、私としても理解をしているところです。

先程も言いましたように、どのようにして駆除なり防除して行くかについてなかなか妙案がないというのも現実でもあります。これは農業従事者の方、また猟友会の方達とどういった方策が一番有効なものなのかも今後検討して行く必要があるというふうに思います。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

PR 販売も非常に大事だと思うのですが、その前の栽培、出荷ができないと意味がなくなってしまうし、人の家への被害も考えられますので早急に対策をしていただきたいというふうに思います。

最後に、害獣駆除対策は周辺自治体との関連強化による対策も非常に必要に考えますが、今後の強化対策はありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

申し上げるまでもなく動物にとって自治体の境はございませんので、移動しながらどこにでも出没するといった状況でございます。近隣市町との連携による取り組みにつきましては、鳥獣による農作物被害の防止のための施策の推進、直鞍地域の農業発展及び振興を図ることを目的として直鞍地域の2市2町、宮若市、直方市、鞍手町、小竹町で直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会を構成し、直鞍地域鳥獣被害防止対策計画に基づいて被害防止対策の取り組みを行っているところです。

協議会における取り組みとしましては、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用したワイヤメッシュ、または電気柵などの被害防止施設の整備、捕獲機材の購入、緊急捕獲活動支援事業を実施しており、農作物被害の軽減に努めてはおります。しかし、議員が言われるように、なかなかこれが確実に農業被害の削減に繋がっていないというのが現実かなというふうに思います。

今後は、広域捕獲の可能性について検討を行い、少しでも被害が軽減できるよう、これも先程来お話をしていますように、やはり駆除と防除の両面しか今のところ策としてはありませんので、この両面に亘り取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

これから先を見ると非常に大変なことになると思いますので広域捕獲、鞍手町の対策を早急にやっていただきたいと思います。

昨夜から今朝にかけても猪は山から下りてきて、水路を埋めて現場を荒らしています。非常に元気に活動した後がありました。半年後には猪もしっかり成長して、実がなったら全部食ってやるぞという猪の意気込みも感じています。

町長の施政方針に、鞍手町の特産物のPRというようにあります。猪はこの敵であります。特産物のPRに向けた町長の害獣対策の意気込みを、猪に負けないような意気込みを聞いて私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

農業従事者の方達の鳥獣被害に対する憤りだと思います。十二分に理解をしているところです。そしてまた、その対策につきましても広域で行政は取り組んでおりますが、行政だけではなく農業従事者の方達、またその地域住民の方達が一体となってどう猪と戦うか、今は

鹿も出て来ているというような話も聞きますので、こういった鳥獣被害とある意味戦いとなるかなというふうにも思います。

そういったことから、三位一体となって知恵を出し合いながらどれが一番効果的か、どういう方法が猪、鹿退治に有効かを皆さんと知恵を出し合いながら考えて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

以上で添田政勝議員の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして一般質問をいたします。

ワクチンも無ければ、国内の複数の地域からどのように感染したか分からない事例が報告されるなど、また今朝は世界的緊急事態との報道がなされていました。非常に心配な新型コロナウイルス感染症でございますが、この対応についてお尋ねしたいと思っています。

まず、こういう事態の中に私達はたたされておりますが、私達が住んでいる周辺の医療機関、あるいは保健所の体制はどうなっておりますか。お知らせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

体制等につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

福岡県内におきます感染症の指定医療機関は12病院あります。また、保健所につきましては19ヶ所設置されておりまして、鞍手町を管轄地域としている保健所は、飯塚市にある嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所です。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

かつては直方市にも保健所があったのです。それが統廃合が繰り返され、今はそういうふうな状態になっておりまして、こういう事態を迎えました時には非常に心細いという思いがするわけでございます。そういったことの充実も要望して行かなければいけないかなと思っています。

当面の問題としまして、先日広報くらとと一緒に役場から新型コロナウイルス感染症に対する対応についてというチラシをいただきました。親切に書いてあります。しかしながら私

達庶民が実際自分が罹ったのではないかなと疑った時に、具体的にどうすればいいのか、相談、医療、あるいは検査の体制は具体的にどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

チラシの方にも記載させていただいておるのですが、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状として、

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
- ・強いだるさや息苦しさがある。

・高齢者や基礎疾患等のある方は、その状態が2日程度続く場合というふうにされていますが、このような症状のある場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談するようになっています。

相談後に受診が必要となった場合には、帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診します。また、相談内容から新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断された場合は、「帰国者・接触者外来」への受診調整がなされます。なお、この「帰国者・接触者外来」の医療機関名は公表されておられません。

「帰国者・接触者外来」の医療機関において、届出基準に該当した場合は検体を採取し、保健所が検体を保健環境研究所、これは県内3か所ございます。こちらに搬送し検査が行われます。検査の結果、陽性の場合は感染症指定医療機関へ入院となります。

検査につきましては、厚労省によれば3月6日から感染が疑われる場合の遺伝子検査（PCR検査等）が、公的医療保険の適用を受けることになったということでございます。

検査は、医師が必要と判断すれば保健所を通さず可能となり、設備の整った医療機関や委託を受けた民間検査会社で実施できるようになっております。

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、国や県が設置している「新型コロナウイルス一般電話相談窓口」へお問い合わせしていただいています。

また、町民の皆様から役場へのお問い合わせは、平日、休日、夜間を問わず対応可能な体制を整えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことで、きちんと決められておりますので、私達としましては精一杯の努力をして、得体の知れない病気と闘っていかねばならないと思うのですが、いま保険適用ということがありましたが、実は町内に国保料を払えないで資格証明を出されているということは、すぐに医療に掛かれないという方がいらっしゃるようですが、現在何人いらっしゃるでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

現在のところ資格証明証の交付をしている世帯については44世帯でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

44世帯というのはかなり多いと思いますね。

こういうふうな状況でありますと、感染してもすぐには受診できないと、そういう方達が重症化するだけではなくて周囲に感染を広げてしまうという事態も考えられます。こういう情勢でありますので、この方々に短期保険証を交付され、切り換えまして送り届けることはできないものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

3月2日付けの県の通知によりまして、先程来お話をさせてもらっています帰国者、接触者外来、ここを受診した際に資格証明書を提示した場合には、その当該月の療養については、その資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うことというふうにされております。この取り扱いについては3月診療分から適用することというふうにされております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ただ、私達一般の町民というのは資格証明と書いていたらなかなか駄目なんではないかなと、これで行けばちゃんと保険適用に当てはめて支給されるということで、なかなかそういう理解が行かなくて、特に病気が発症している場合などは体もだるいわけですからそういう気になれない、でもそういうことがないように、こういう事態でありますから、やはり短期保険証に切り換えて送り届けるくらいの検討を、なかなか難しいとは思いますが、やはり町民の中に蔓延化させないためにご検討願いたいなと思っています。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程、保険健康課長が答弁しましたように、資格証明書を3月分より被保険者証とみなすというようなことになっておりますので、その制度に基づいて運用して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ご配慮もいただきたいとお願いしたい気持ちは強くあります。

次の質問に移ります。

今回2月25日政府が発表しました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、これは2月25日の段階では、学校等における感染対策の方針の定義及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県から設置者等に要請するとあったのです。

ところが、2日後の27日に突然、教育現場の実情も踏まえないままに「全国すべての小学校、中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みまで臨時休校を行うよう要請する」と安部首相の要請が出されたわけです。その結果大変な混乱が起こっております。

お尋ねしますが、本来学校の休業の決定権限はどこにあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

本来それぞれの各市町村教育委員会の方でそれについては決定していいというふうになっております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そうなんですよね。本来学校の休業決定権限は地方自治体などの設置者にあるわけです。

だから今回の首相の独断の要請には法的根拠がありません。ところが、首相はああいうことを言われますと事実上の強制力が生まれるわけです。その結果全国の教育現場が大混乱に陥っております。

鞍手町におきましてもおそらく担当の方々には夜も寝られないような忙しさで対応にあたられたのではないかと思います。それがまた今日まで続いております。

町として具体的にどのような対応をされているのかお知らせ下さい。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

それでは(2)の小中学校の対応策と関連する具体的諸課題の中の3点について述べさせていただきます。

まず、1点目の「残りのカリキュラム」については、3月末までに指導すべき内容の指導ということで説明させていただきます。

卒業を迎える学年の児童生徒につきましては、町内6小学校、中学校ともに学習内容の指導が終わっていると3月4日の町校長会で確認しております。現在家庭で履修した内容について、プリントやドリル等を使って復習を行っています。

また、卒業を迎える学年以外の児童生徒については、残っている学習内容について、新年度の4月初めに未指導分の授業を行う予定です。

次に「学年成績評価の処理」について説明いたします。

令和2年2月28日 文部科学省の事務連絡では、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっているため、これに沿い、総合的に成績を判断し評価しています。

それから高校入試を含む卒業生の進路相談につきましては、県立高校を受験する中学3年生については、対象となる生徒に3月2日、3日の2日間で受験に向けての心構え、日程、時間、体調を整えること等の指導を行って当日に臨むようにしています。

在校生の学習、生活指導につきましては、休校中に児童生徒は基本的に自宅で過ごすことを基本としておりまして、不要不急の外出はせず、多くの人が集まる場所へ行かないように指導しております。宿題等を出しておりますので、計画的に家庭学習に取り組むようにもしております。

また、それぞれの学校におきまして家庭訪問を繰り返し行ったり、校区内の巡回指導を行ったりして、児童生徒の見守りを行っているところです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私も近隣のおじいちゃん、おばあちゃんに当たる方々から1週間に2回ぐらい先生が家庭訪問に見えるといったことも聞いています。

先生方も大変だと思います。家庭訪問といっても町内ではありますが、人数も多いことですから大変だと思います。

私が一番心配しますのは、そのように手を尽くしていただいているのですが、子ども達一人一人にとってはあと2週間残っています。この時間というのはもちろん春休みも含んでくることになると思います。この状況が続けば、人生における貴重な時間なんです。卒業した子ども達は残る日々を友達といろいろ語り合いたかったと。そういったことができなくなっている。また在校生でもクラスが変わるかもしれないので語り合いたかったけれどもできないという状況に追い込まれている。

お尋ねしますが、家庭訪問に行かれて見聞きされていると思いますが、子ども達の状況はどんなふうでございますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

保護者の方からのお話をお聞きしますと、やはり1日目はとても喜んでおりましたが、2日目以降は大変退屈して、外にも出られない状況なので困っているというご連絡等もいただいております。

また、先生方は子ども達が心配なので繰り返し行って行く中で、それぞれのお子さんの把

握をしたいと思っておりますが、保護者がおられない状況の中での家庭訪問ということでご心配やご苦勞をおかけしているというふうに把握しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もう1点私が心配しますのは、給食が本当はある時期だったのになというわけです。県下でもいろいろ聞きますが、学校給食が主なる栄養源であったがために、夏休みになるとやせ細るといふ子ども達もいると聞いております。もし、鞍手町内におきましてこういう事態を招いたがために非常に寂しい思いをしている子どもさんがいらっしゃるとしたら大変胸が痛むことでもあります。こういう状況ですからできるだけ栄養を取って体力を付けておかないと病気に負けてしまいます。何とか恐ろしい状況に万全な対策を講じながら子ども達には貴重な日々を大人達の努力で補償してやれないものだろうか。

できれば学校、施設、先生方のお力もお借りして、接触が悪いということですから、幸い鞍手町の学校は空き教室もあるところもあるようですから、分散してそういう問題が起こらないようにしながら、消毒等に万全の手を尽くしながら何とか給食も再開し、平常に近い状態に学校が戻せないかなと私は願っているわけですが、どんなふうでございましょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

通告にないことですがお答えいたします。

学校給食につきましては、3月2日まで実施しておりまして、3月4日から休みということで給食センターでは給食は作っておりません。

それぞれの休みの中で児童生徒の皆さんの健康につきましては、現在各家庭で十分に配慮をされて健康に留意されていることと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

悪いのは国の方針が突然変わったということであって、現場の方々は精一杯頑張っていたのでそういう気持ちはありませんのですが、何とか子ども達は大事にしたい、子ども達の命と未来を守るために私達大人が力を尽くすことができればという思いから質問させていただいております。

次の質問に移ります。

その突然の臨時休校の受け皿として突然の対応を求められたのが放課後児童クラブだと思います。

町内にはいくつのクラブがありますか。それぞれの児童数と、分かれば指導員を含めた職員の人数を教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

学童のクラブは4つございます。

それぞれの学童の対象児童数をお答えいたします。

剣南学童のびのびクラブA 57人

剣南学童のびのびクラブB 36人

鞍手学童保育自然クラブ 36人

西川古月学童なかよしクラブ 53人となっております。

放課後児童の支援員についてお答えいたします。

剣南学童Aにつきましては、支援員が3名、補助員が6名です。

剣南学童Bの支援員が2名、補助員が5名

鞍手学童保育の支援員が2名、補助員5名、

西川古月学童につきましては、支援員が5名、補助員が3名となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それぞれの学童クラブの退所時間はどのようになっていますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

剣南学童のびのびクラブAとBにつきましては、午前7時から午後7時までです。

鞍手学童保育自然クラブにつきましては、午前8時から午後6時までです。

西川古月学童なかよしクラブにつきましては、午前7時30分から午後6時までとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

10時間とか12時間とか非常に長時間です。この感染症の一番感染の危険性があるのはどういう状態だと言われてますか。お答え下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

発熱した時の具体的な対処方法としてご説明をさせていただきたいのですが。

一所に児童同士が密着したり、換気を行わずにその場に留まるような状態が感染のリスクがあると言われていたところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いま聞いただけでも、子ども達はくつつくなど言っても言うことを聞かないし、結構人数が多いですね。聞くところによると開所しても全員が来ていない、人数が少ないところもあるようですので、いくらかは緩和されるかと思いますが、そういう中に、しかも10時間とか12時間とか、長時間子どもを預かるということが、この感染症に対してどうしたことなのか検討されましたか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

長時間の開所につきましては、子どもの安全や感染防止策ということにつきましてのお尋ねだと思います。

3月2日付文部科学省等の「新型コロナウイルス感染症予防のための小学校等の臨時休業に関して放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」という通知がございます。この通知を4つの学童保育へ配信しております。

本通知は、子どもの居場所の確保に係る衛生管理について示されたもので、基本的な感染症対策の徹底として、手洗いやマスクの着用等など、また環境衛生管理の留意事項として、教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避など、児童を預かる際の留意事項が示されているものです。

併せて、福祉人権課より、同通知に基づき、基本的な感染症対策の徹底や、昼食やおやつ提供における留意点等を通知し、感染症予防に努めていただいております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ここに町から各学童クラブに出された文書があるのですが、基本的な感染症対策の徹底、子ども及び放課後児童クラブ職員について、登所前後及び出勤前に本人の体温を計測し、「発熱37.5度以上の発熱をいう」や、呼吸器症状が認められる場合は利用を断ることができる。子どもの適切な環境を保持するために、1時間に1回、5分ないし10分程度窓を広く空け、このような換気を心掛ける。

子どもが共に生活する環境が清潔に保たれるように多数の子どもが手を触れる箇所、「洗い場、ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレ、玩具」等は1日1回以上消毒液で清掃、消毒を行う。このようなことがずっとされています。

子ども達が10時間とか12時間いる、そして支援員の方も、これは確かめておりませんが、そんなに多い人数ではないのです。正規の指導員が2人とか3人とかが多かったです。補助の方もいつも出て来られるわけではないと思います。そういうことが可能なのかということですね。

また感染症の疑いのある子どもへの対応は、登所時の子どもの体調や家庭での様子を把握するとともに、保育中の子どもの体温、機嫌、食欲、顔色、活動性等について、子どもとの関わりや観察を通して把握する。

子どもを預かって危険から守る、それ以外にこういう観察もしなければいけないのです。もし感染症の疑いや体調のすぐれない子どもに気づいた時には事務室等の別室へ移動し、体温の他、咳などの呼吸症状の有無についても記録を取る、発熱や呼吸器症状が見られる場合は速やかに保護者に連絡をとり、必要に応じてかかりつけ医等への受診を促すとともに、受診後の結果について放課後児童クラブへも報告するようにせよ。

保育児童の利用可否については、医師が医学的見地に基づいて行うことが原則であるが、発熱があった場合は少なくとも解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまで放課後児童クラブの利用を断ることとする。こういったことも書いていますが、こういったことを指導員の先生方に全部任せるのですか。

預かる時間は10時間から12時間、そしてそんなに人手もない、そういうことを行っているのですが、町長こういったことが実際に可能と思われていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

基本的な感染対策については、いま福祉人権課長が答弁したとおりでありますし、また質問者が言われたとおりでもあります。また、学童保育の施設に関してはやはり接触をなるべく避けるようにというような指導もありますし、実際にそのように指導はされていると思いますが、子どものことですから、なかなかやはり接触については2mとか1m以上離れるということは難しいこともあるかも知れません。しかしながら鞍手町の学童4保育の中では面積要件も勘案しながら新規の学童についてはお預かりを残念ながらできない状況でもありますので、そういったことから感染の予防については配慮しているというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことでありますが、小学校は全員休校と、保育所や幼稚園はどうなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

保育所については、放課後児童クラブと同様に国の通知によりまして原則開所とありますので開所しております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

結局小学校はこういうような異常事態と要請し、その受け皿として学童保育に多大の負担を強いながら、保育所、幼稚園はそのままで平常どおりです。何か非常にちぐはぐ、アンバランスだと思います。その点はどうお考えになりますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

学童保育につきましても学校が当所休校に、安部総理の要請に基づいてどうしたものかと課の方でも検討しておりました。しかしながら国より、先程申しました保育所、学童保育については原則開所ということが示されましたので、それに基づいて開所しているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程おっしゃった安部総理の要請ですね。これはその後国の答弁が少し変わってきていますでしょう。どういうふうに変わっていますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

国の答弁は承知しておりませんが、現在厚労省から来ている通知等については日々変化がございます。本日、ただ今答弁しましたことについても今後厚労省の通知によりましてどのように変わるか分かりませんが、現状でお答えさせていただいている状況でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

萩生田文部大臣は設置者の意思に任せるといふ答弁もなさっているようです。だから既に、島根県出雲市で、感染者が確認されていないから当面平常どおり授業をする。受け皿が整っていない。余計な不安を招く。松江市、感染者が確認されるまで休校措置は取らない。岡山県三原市、中高は休校措置であるが、小学校は子どもの居場所の確保のために通常どおり授

業を行う。県内や隣接する広島県で感染が確認された場合は休校とすると。こういうふうにとくさん見送っているところもありまして、文科省が4日の時点で集計しました。全国で404校が休校を見送っています。

今回の小中学校臨時休校として、その受け皿として放課後児童クラブに長時間開所をお願いするという今回の対応を見直すことはできないものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えします。

当初、学童の支援員さんが不足している状況でございまして、1日中の開所は難しい状況でございました。その中で国が学校の先生について支援員と見なすことができるということで、教育委員会の方にその通知が来てご相談をさせていただいているところです。

教育委員会の方ではご足労いただきまして、特別支援学級の先生方が対応できるということで不足するであろうと思っていました支援委員さんのところについては午前中を2名可能な限り対応させていただいております。その中で学童を開設している状況でございまして、直ちにいま見直すという状況には至っておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いまおっしゃったことですが文科省と厚労省は2日です。新型コロナウイルス感染防止を理由とした小学校の一律休校に関連して、放課後児童クラブ、学童保育や、放課後等デイサービスの業務に学校の教職員が携わることが可能であるという通知を出しているわけです。

学級担任は児童生徒に連絡や家庭訪問などで通常では行わない業務が想定されること等を提示しながら、ここの教職員の業務負担をふまえた上で適切にご検討いただきたいと、こういうことが来ているのです。

私は思うのですが、学童保育に何箇所か行ったことがあります。建物がプレハブであったり、古い建物であったり、やはり長年持つような建物ではありません。

ところが、学校は立派な建物があるわけです。そして養護教員もいらっしゃいます。先生方がちゃんと配置されて、エアコンも付いているし、そういった環境が全く学童保育と学校では違うのですよ。学校の教職員もいと、学校施設も使っているということが出ているのです。学校で受け入れしているところもいくらかあります。

だったら、後2週間ですが、何とか学校で受け入れて、私は思うのですが、先程の1日1回消毒とかがありました。例えば、午前中小学校で見て、できるならば昼食まで食べさせる、そして午後は学童保育に行かせるということであれば、教室の消毒というものも子ども達が帰った後綺麗にできるわけですよ。

学童保育の方も、来る前に綺麗にできるわけです。そして子ども達は給食を楽しみにして

いませんか。楽しみにしていると思いますよ。だから給食まで食べさせて、そして栄養も付けさせて、そしてみんなと楽しい時間を過ごして、そしてまた午後は学童に行く、そうすることが一番この蔓延、感染拡大をストップさせる最良ではないかと思って見直しの可能性はないかというお尋ねをしております。

○議長 星 正彦君

給食の関係は、教育委員会の所管になろうと思いますので、教育委員会の方から答弁していただいて、学童の関係は福祉人権課が所管でありますので、答弁を2人にさせますのでよろしく願いいたします。

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

学校給食に関しましては、先程のご説明いたしましたように3月3日から学校休校に伴いまして停止しております。学校給食の再開等の可能性につきましては、また学校の休校が解除されて、学校が始まるということがありましたらその場合検討して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

只今教育課長がお答えされたとおり、学校の再開に伴いまして学童保育クラブの開所の対応は考えたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この問題は全て町の皆さん方の責任ではないと私は思っております。国の方針があまりにも現場を無視したでたらめなやりかたであったからこういう状況になって来て、一番のしわ寄せは子ども達、そして先生方、学童保育の先生方に行っていると思うのです。

後は、鞍手町から感染者が出ないこと、子ども達の命と未来が守られること、これを願うばかりでありますけれども、何とかできる範囲で少しずつでも補ってもらえたらと思っております。

次の質問に移ります。

そういう子ども達はどちらかというところはまだ発症は少ないのです。ところが一番発症すれば重体に陥る介護施設等の対応、特に実際に患者が発生した時には具体的に感染防止策はどのような策が講じられる予定でございますか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

介護保険施設等において、発熱等の症状があった場合に感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診することとされています。

また、利用者等が罹患した場合には、県が本人または家族の同意を得て、介護保険施設に連絡することとされております。

介護保険施設等につきましては、利用者に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人または、家族に要請します。また、県が行う感染経路や濃厚接触者の特定に協力するとされております。

県につきましては、介護保険施設等に対し、休業の必要があると判断した場合には、その全部または一部の休業を要請することとされております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この病気はいろいろ言われていますが、国立感染症研究所の鈴木もとえさんという感染症疫学センターの所長さんが6日に報道陣の取材に応じて答えられています。

国内の感染者数について、自治体から上がっている報告の倍以上いるとの見方を示されております。各地でクラスターが確認され、大半は中高年が占めている、中高年に比べれば少ないが、20代、30代の若い世代にもクラスターがあるだろうと。

これは別の方ですが、感染者は多いけれども多くの人が自然に治っているのではないかと思う、そういう患者がどれぐらいいるのか分かれば安心にも繋がるし、終息の見通しもたつて来るのではないのでしょうか。高齢者や免疫力が弱い人を徹底して守ると共に感染の実態をはっきり把握する、そのためには検査を徹底して行わなくてはいけないということ。そういうことをおっしゃっています。

とにかくどこまで広がるか分からない、どこから感染するのか分からない、この中で私達は細心の注意を払っていかなくてはならない。できるだけ被害を少なくする努力をしないといけないのですが、その中で気にかかることがありますので追加して質問させていただきます。

このような事態の中で学校関係の非常勤の職員の先生方、非常勤講師の方とか、給食センターの方とか、私は詳しいことは分かりませんが大体こういう方が何人いらっしゃる、その方々の雇用と給与の補償はどういうふうになっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

学校関係非常勤職員について町の雇用ということによろしいでしょうか。

町の事務の方が各学校に1名から2名おられます。これは小学校、中学校、豊翔館の方にお出でになります。それから特別教育の支援員さんが全部で12名ということでございます。給与補償につきましては、学校の事務補助員の方につきましては、通常どおりの勤務で学校事務に従事しています。

特別支援学級の支援員さんにつきましては学校での勤務、直接子どもにあたるということですので勤務がございません。今回の臨時休校に伴いまして学童保育が開所になりましたので、希望される方につきましては、学童保育の支援をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

国からもそういう通知が来ております。一斉休校に関するQ&Aとか、授業がない場合であっても授業準備、学年末の成績処理、生徒の家庭学習の支援など、引き続き休校中においても任用することが考えられると、何かの仕事を見つけて給与を出していただきたいと言われております。だからそういったことも落ちがないようにしていただきたいのですが、給食センターの方はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

給食センターにつきましては、委託事業者と打ち合わせをいたしまして、現在衛生管理の研修、若しくは施設の消毒、食器等の機材の消毒、整備等をしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひそういう方々の雇用と給与の補償も決定していただきたいと思います。

通告しておりませんが、今回中止となった学校給食の食材の損出の補償、納入業者。それから生徒の給食費の関連、こういったことはどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

西藤議員に申し上げます。質問事項にないのですが。教育課長答弁できますか。

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

給食費につきましては、3月がございましたので1ヶ月分は全て児童生徒の方にお返しする手続きを取っております。

食材につきましては、学校休校になりました段階で業者の方に連絡をいたしまして、ほぼキャンセルができております。

若干残った食材につきましては、有志で買い取りということではしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

食材ももしかしたら納入する予定で仕入れていたのに売れなかったという方があるかも知れませんから、そういった方の納入業者、生産者の補償についても目配りをして欲しいと思いますし、先程から言いますように1ヶ月分の給食費があるのだったら残り1週間でもいいから豪華メニューの給食を子ども達に提供して、子ども達のいい思い出が、体が健康で病気にかからない体制をしていただけたらなとお願いを最後にいたしまして私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 15時24分